

○ 業務委託契約に係る最低制限価格設定基準

制 定 平成 23 年 3 月 30 日

最近改正 平成 25 年 5 月 1 日

(目 的)

第 1 条 この基準は、業務委託契約の適正な履行の確保を図るため、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項に基づいて設定する場合の最低制限価格について必要な事項を定める。

(定 義)

第 2 条 この基準における予定価格及び最低制限価格の用語の意義は、法令に基づく予定価格及び最低制限価格に 105 分の 100 を乗じて得た額とする。

(設定の基準)

第 3 条 電子入札で行う場合で、かつ工事請負契約と同様の積算方法で予定価格を算出しているものについては、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に 1,000 分の 988 から 1,000 分の 1,010 の範囲内で機械が無作為に選んだ係数を乗じた額とする。

ただし、その金額が予定価格に 10 分の 9 を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に 10 分の 9 を乗じて得た額に 1,000 分の 988 から 1,000 分の 1,010 の範囲内で機械が無作為に選んだ係数を乗じた額とし、予定価格に 10 分の 7 を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に 10 分の 7 を乗じて得た額に 1,000 分の 988 から 1,000 分の 1,010 の範囲内で機械が無作為に選んだ係数を乗じた額とする。

- (1) 直接業務費の額に 10 分の 9.5 を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に 10 分の 7 を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に 10 分の 3 を乗じて得た額

2 紙入札で行う場合で、かつ工事請負契約と同様の積算方法で予定価格を算出しているものについては、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。

ただし、その金額が予定価格に 10 分の 9 を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に 10 分の 9 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 7 を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に 10 分の 7 を乗じて得た額とする。

- (1) 直接業務費の額に 10 分の 9.5 を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に 10 分の 7 を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に 10 分の 3 を乗じて得た額

3 物価資料、建設物価等の資料から予定価格を積み上げて算出しているものについては、予定価格に 10 分の 6.6 を乗じて得た額とする。

4 前 3 項によることが適当でないと認められる契約については、個別対応とする。

(端数処理)

第 4 条 最低制限価格を算定する際の端数については、最低制限価格が十万元以上の場合は、千円未満の金額を切り捨て、十万円未満一万円以上の場合は、百円未満を切り捨て、一万円未満の場合は、円未満を切り捨てて処理するものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この基準の規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあってはこの基準の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあっては施行日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、それぞれ適用する。

附 則

- 1 この基準は、平成 25 年 5 月 1 日より施行する。
- 2 この基準の規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあってはこの基準の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあっては施行日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、それぞれ適用する。